

兵庫大学大学院経済情報研究科規程

〔平成11年4月1日制定
兵 大 制 第 48 号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学大学院学則に基づき、経済情報研究科（以下「本研究科」という。）の入学、授業、履修等について必要な事項を定めるものとする。

(入学)

第2条 入学者の選考は、学力検査の結果と出願書類等を総合して行う。

2 志願者が社会人である場合の選考は、出願書類と研究計画書の書類審査を行い、論文試験と面接試験の結果を総合して行う。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義科目については15時間の授業をもって1単位とする。演習科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(履修)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、学部の授業科目を受講しようとするときは、研究科長を経て、教学委員長及び当該担当教員の許可を受けなければならない。

(課程修了の要件)

第5条 課程修了の要件は、2年以上在学し、別表2に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 特定課題の研究成果をもって修士論文に代えることを認めることとする。

(指導教員)

第6条 研究科委員会は、各学生の研究指導担当教員を定める。

(単位修得の要件)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業の終了した学期末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験、又は研究報告等により行う。

(成績)

第8条 各授業科目の成績は、優、良、可、不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位の授与)

第9条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。